

別表 1（第 6 条関係）

北海道環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区分	配点
1. 一昨年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (事業者全体の調整後排出係数) [単位: kg-CO ₂ /kWh]	0.000 以上 0.0400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.520 未満	45
	0.520 以上	0
2. 一昨年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
3. 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区分	配点
4. 省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
5. 一昨年度のエネルギー地産率	10.00%以上	10
	5.00%以上 10.00%未満	5
	5.00%未満	0
6. 落札した施設への再生可能エネルギー電力の 供給比率（電力使用量の割合）	30.00%超	50
	20.00%超 30.00%以下	30
	10.00%超 20.00%以下	20
	10.00%以下	0

※ 環境評価基本項目 1

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表した指定年度の二酸化炭素排出係数（残差）とする。

新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者から自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることができる。

※ 環境評価基本項目 2

未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値とする。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{一昨年度の供給電力量 (需要端)} \times 100} \times 100$$

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※ 環境評価基本項目 3

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定方式により算出した数値とする。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端）(kWh)
- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 供給電力量 (需要端) (kWh)

注1：再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

注2：①から⑥の全てについては、一昨年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

※ 環境評価加点項目 4

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容の例としては、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

※ 環境評価加点項目 5

エネルギーの地産率とは、一昨年度の北海道内における発電電力の活用状況をいい、以下の算定方式により算出した数値とする。

ただし、一昨年度のエネルギー地産率の実績がない小売電気事業者については、当該年度供給計画による地産率を代替値として報告することができる。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の地産率(\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

①一昨年度の北海道内で発電した電気の供給電力量 (送電端) (kWh)

②一昨年度の供給電力量 (需要端) (kWh)

(供給計画を報告する場合は、一昨年度を当該年度と読み替えて算定すること。)

※ 環境評価加点項目 6

再生可能エネルギー電力とは、以下のいずれか又は組み合わせによる、環境価値を有する電気をいう。

- ① 非化石証書等を付けた FIT 電力
- ② 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力
- ③ 非 FIT 電力（再生可能エネルギー由来）

注1：①、②の電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定あり、FIT／非 FIT のどちらも可）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット）が付いていることを条件とする。

注2：③の電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非 FIT 非化石証書が付いていることを条件とする。